

令和6年度報酬改定に伴う令和6年4月1日以降の加算等変更届の取扱い等について

1 令和6年4月1日以降の加算等の変更届

(1) 届出の取扱い

令和6年4月1日から加算等の体制の整備が適切になされている場合であって、本市の定める期限【令和6年4月15日(月)当日消印有効】までに届出が受理された場合には、4月1日に遡って加算等を算定する取扱いとします。

なお、届出に当たっては、厚生労働省からの通知やQ&A等を十分にご確認いただいたうえで、ご対応お願いいたします。

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算等についても、計画書等の提出期限を【令和6年4月15日(月)当日消印】としており、詳細は、別途ホームページにてご確認ください。

(2) 届出の要否

新たに加算を算定する場合	届出が 必要
加算の区分を変更する場合	
加算を算定しなくなる場合	
基本報酬の変更(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、共同生活援助) ※ <u>就労継続支援A型については、国の規定に基づき、区分に変更がない場合もスコア表を提出してください。</u>	届出が 必要
加算の要件が変わらず、名称や区分のみが変わるものを継続して算定する場合	届出は 不要

※ 令和6年度報酬改定に伴う各サービスの基本報酬、加算の変更状況については、別添の「サービスごとの主な加算等の変更状況について(届出が必要な加算等)」をご参照ください。

報酬改定に係る加算等の届出の要否等について

ア 令和6年度から新設された加算

新規に算定する場合は**届出が必要**です。

なお、虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算、情報公表未報告減算等*等の減算については、未実施等で減算になる場合は、届出が必要です(実施しており、減算に該当しない場合は改めての届出は不要)。

※ 情報公表未報告減算について、令和6年4月以前に報告がされていない場合は、令和6年4月から減算適用となります。

(例)

サービス種別	該当する加算等
共通	地域生活支援拠点等に関連する加算の届出、高次脳機能障害者支援体制加算(訪問系サービス除く)
生活介護	入浴支援加算、栄養改善加算
自立訓練	ピアサポート実施加算
就労継続支援B型	目標工賃達成加算
施設入所支援	地域移行支援体制加算、通院支援加算、障害者支援施設等感染向上加算

共同生活援助	人員配置体制加算、ピアサポート実施加算、障害者支援施設等感染向上加算、自立生活支援加算Ⅲ
自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	地域生活支援拠点等機能強化加算
計画相談支援	地域生活支援拠点等機能強化加算、地域体制共同支援加算

イ 令和5年度からある加算で、区分が新設された加算

令和5年度から引き続いて、同一要件の加算区分を算定する場合は届出が不要ですが、**新たな区分を算定する、新規取得する場合は届出が必要**です。

(例)

サービス種別	該当する加算等	届出の要否
共通	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（通所・居住系サービスのみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から引き続き算定する場合で、加算Ⅱに該当する場合は届出不要。 ・令和6年度から新規取得や、加算Ⅰを算定する場合は<u>届出が必要</u>。
生活介護	人員配置体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から加算Ⅰ(1.7:1)を算定しており、令和6年度から加算Ⅱ(1.7:1)を算定する場合は届出不要。 ・令和6年度から新規取得や、加算Ⅰ(1.5:1)を算定する場合は<u>届出が必要</u>。
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・主任相談支援専門員配置加算 ・行動障害、要医療児者、精神障害者支援体制加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から引き続き算定する場合で、加算Ⅱに該当する場合は届出不要。 ・令和6年から新規取得や、加算Ⅰを算定する場合は<u>届出が必要</u>。

ウ 令和5年度からある加算で、加算要件等が一部変更になった加算

(例)

サービス種別	該当する加算等	届出の要否
共通	食事提供体制加算（通所系サービス）	・令和5年度から引き続き算定する場合で、新たな要件を満たしたうえで ^{*1} 、令和6年度も算定する場合は届出不要。
	就労移行支援体制加算（通所系サービス）	・令和5年度から引き続き算定する場合で、就労定着者数に <u>変更がある場合は、届出が必要</u> 。
	送迎加算（通所系サービス）	令和5年度から引き続き算定する場合は、届出不要。
居宅介護、同行援護、行動援護	特定事業所加算	令和5年度から同区分を引き続き算定する場合は、届出不要（一部経過措置あり）。
生活介護	福祉専門職員配置等加算	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から引き続き算定する場合で、加算区分に変更がない場合は、届出不要。 ・加算の併給の算定をする場合は、<u>届出が必要</u>。

	重度障害者支援加算	令和5年度から引き続き算定する場合のうち、加算Ⅱ、Ⅲを算定する場合に中核的人材配置による上乗せ加算を算定する場合は、 届出が必要。 ※令和6年度中は、基礎研修修了者について経過措置あり
	常勤看護職員等配置加算	令和5年度には加算Ⅰを算定しており、令和6年度からは常勤換算方法で1人以上の場合は、届出不要（加算Ⅱは2人以上、加算Ⅲは3人以上）。
	延長支援加算	令和5年度から引き続き算定する場合は、届出不要
生活介護、自立訓練	リハビリテーション加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、新たな要件を満たしたうえで、令和6年度も算定する場合は届出不要。
就労継続支援B型	目標工賃達成指導員配置加算	令和5年度から引き続き算定する場合も含めて届出が必要。
共同生活援助	重度障害者支援加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、新たな要件を満たしたうえで、令和6年度も算定する場合は届出不要。

※1 食事提供体制加算における要件のうち、「管理栄養士等による献立の内容の確認」については、令和6年9月30日まで経過措置が設けられています。令和6年10月以降の本市における取扱いについては別途お示しします。

エ 基本報酬の算定方法等に見直しがあるサービス（就労継続支援A型を除く）

算出等の点検の結果、区分に変更がある場合のみ、届出が必要です。変更がない場合は、届出不要です。

(例)

サービス種別	注意点
生活介護	前年度平均利用者数の算出方法に変更があります。
就労継続支援B型	平均工賃月額区分の算出方法に変更があります。 人員配置区分について、令和5年度から引き続き7.5:1又は10:1の同区分を算定する場合は届出不要ですが、 新たな区分にする場合や6:1にする場合は、届出が必要 です。
就労定着支援	就労定着率のみに応じた報酬体系に変更となっています。
共同生活援助	人員配置区分の見直しがあります。
計画相談支援	機能強化型サービス利用支援費の要件に一部見直しがあります（経過措置あり）。

オ 就労継続支援A型の基本報酬

- 就労継続支援A型については、**区分に変更がない場合も、全事業所において届出が必要**です（提出書類は下記「(3) 提出書類」を参照）。
- 基本報酬の算定において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いない事業所については、別途特例に関する届出書が必要です。
- また、令和6年度からスコア表の公表は、原則、障害福祉サービス等情報公表システム（WANNET）においても公表が必要となっておりますので、ご注意ください。

(3) 提出書類

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（第5号様式）

- ・ 介護給付費等算定に係る体制等状況一覧（別紙1）
- ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙2）
- ・ その他添付書類（「加算等について体制の届出が必要なサービス一覧」を参照し、必要な別紙様式を添付してください。）

※ 介護給付費等算定に係る体制等状況一覧（別紙1）及び必要な別紙様式は、必ず新様式を使用して届出書類を作成してください。

《新型コロナウイルス感染症対策特例に関する届出》

- ※ 就労継続支援A型で該当する事業所のみ必要です（他のサービス種別、就労継続支援A型で該当しない事業所は 提出不要です）。
- ・ 令和6年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬（新型コロナウイルス感染症対策特例）に関する届出書（別紙）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが確認できる書類（参考様式）

(4) 加算の届出期限及び提出方法

- ・ 届出期限：令和6年4月15日（月）当日消印有効
- ・ 提出方法：郵送にて受け付けます。

(5) 提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 事業者指定担当

2 質問事項の取扱い

- ・ 令和6年度の制度改正や報酬改定等に関する御質問につきましては、質問票に御記入のうえ、以下のメールアドレス宛ての電子メールに添付又はFAXにてお問い合わせください。

○質問受付メールアドレス：syogai@city.kyoto.lg.jp

（末尾手前の「lg」は、アルファベット「L」「G」の小文字（半角）です。）

※ メールの際は、件名に「令和6年度報酬改定等に係る質問票の送付」とし、本文には法人名と事業所名を記載してください。

○FAX番号：075-251-2940

- ・ 短期間に多くの質問が集中することが予想されますので、電話や来庁による御質問はお控えくださいますようお願いいたします。皆様の御協力をお願い申し上げます。
- ・ 御質問の前には、すでに発出されている関係通知やQ&A等を必ず御確認ください。回答につきましては、国の関係通知等を確認後（内容によっては国に直接確認後）に行うこととなりますので、時間がかかる可能性があることを御了承ください。

3 京都市ホームページ（京都市情報館）

届出様式や質問票については、以下のホームページ（京都市情報館）に掲載しています。

お知らせ

京都市情報館トップページ ⇒ 健康・教育・福祉 ⇒ 障害者福祉 ⇒ 障害福祉サービス等事業者向けの情報 ⇒ お知らせ
<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/44-8-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

4 変更届

加算等の変更以外の指定内容に係る変更届の提出については、以下のとおり取り扱います。

(1) 提出期限

令和5年度中に運営規程の軽微な変更（従業者の職種、員数及び職務の内容についての変更）があった場合（※1） 【基準日：令和6年4月1日現在】	令和6年4月10日（水）
その他の指定内容の変更 （事前相談（※2）を要しないもの）（※3）	変更があった日から10日以内

※1 従業者の員数については、運営規程の記載が「〇〇人」ではなく「〇〇人以上」となっている場合、従業者の員数に変更があっても、運営規程の人員を満たし、かつ、人員基準を満たしていれば、変更届の提出は不要です。

※2 事前相談を要する変更（事業所の移転、定員の増減など）については、変更予定日の1箇月前までに変更届の提出が必要となりますので、それよりも前に十分な時間的余裕を持って事前相談をお願いします。

なお、面積要件のある事業（生活介護、短期入所、宿泊型自立訓練、共同生活援助、障害者支援施設）の事業所の移転、従たる事業所の設置及び利用定員の変更を行う場合は、変更日の3箇月前までに事前相談が必要です。

※3 令和6年3月8日にお知らせしているとおり、運営規程の変更のうち、令和6年4月1日から義務化「感染症対策の強化」及び「業務継続に向けた取組の強化」に係る規定のみの変更の場合は、変更届の提出は不要です。

(2) 提出方法

郵送にて提出してください（当日消印有効）。

※ 收受印を押した控えが必要な場合は、書類のコピー及び返信用切手付きの返信用封筒を同封してください。なお、その他の方法（電話等）による受付確認は行っておりません。

(別添)

サービスごとの主な加算等変更状況について（届出が必要な加算等）

サービス種別	基本報酬の変更 (届出が不要の場合も含む)	新規の加算等	要件変更があった加算
各サービス共通		<ul style="list-style-type: none">・虐待防止未実施減算・情報公表未報告減算・業務継続計画未策定減算(一部のサービスを除く)・地域生活支援拠点等に関連する加算<日中活動系・居住系サービスのみ>・高次脳機能障害者支援体制加算	<ul style="list-style-type: none"><日中活動系サービスのみ>・食事提供体制加算・送迎加算・就労移行支援体制加算<日中活動系・居住系サービスのみ>・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)→新設(Ⅱ)→従来の要件
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護			特定事業所加算 ※経過措置あり (居宅介護、同行援護、行動援護)
療養介護			
生活介護	変更あり(サービス提供時間ごとの基本報酬の設定等)	<ul style="list-style-type: none">・入浴支援加算・栄養改善加算	<ul style="list-style-type: none">・人員配置体制加算(Ⅰ)→新設(Ⅱ)～(Ⅳ)→従来の加算・福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)と(Ⅲ)、(Ⅱ)と(Ⅲ)の併給可・延長支援加算・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)→新設(Ⅱ)→従来の要件・常勤看護職員等配置加算・重度障害者支援加算(Ⅱ)→従来の要件変更(Ⅲ)→新設
短期入所	変更あり(福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅱ)新設)		<ul style="list-style-type: none">・重度障害者支援加算
重度障害者等包括支援			
施設入所支援	変更あり(定員規模の区分の変更)	<ul style="list-style-type: none">・地域移行支援体制加算・障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)～(Ⅱ)・通院支援加算・地域移行等意向確認減算※経過措置あり	<ul style="list-style-type: none">・重度障害者支援加算・夜間看護体制加算
自立訓練		<ul style="list-style-type: none">・ピアサポート実施加算	<ul style="list-style-type: none">・リハビリテーション加算・個別計画訓練支援加算
就労移行支援			
就労継続支援A型	変更あり(評価項目の見直し)		
就労継続支援B型	変更あり(平均工賃の算出方法の見直し)	<ul style="list-style-type: none">・目標工賃達成加算	<ul style="list-style-type: none">・目標工賃達成指導員配置加算
就労定着支援	変更あり(就労定着区分率のみに応じた報酬体系)		
自立生活援助		<ul style="list-style-type: none">・地域生活支援拠点等機能強化加算	
共同生活援助	変更あり(人員配置区分の見直し)	<ul style="list-style-type: none">・人員配置体制加算(Ⅰ)～(ⅩⅣ)・自立生活支援加算Ⅲ・ピアサポート実施加算・障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none">・重度障害者支援体制加算
地域移行支援		<ul style="list-style-type: none">・地域生活支援拠点等機能強化加算	
地域定着支援		<ul style="list-style-type: none">・地域生活支援拠点等機能強化加算	
計画相談支援	変更あり(機能強化型サービス利用支援費の一部要件追加) ※経過措置あり	<ul style="list-style-type: none">・地域体制強化共同支援加算・地域生活支援拠点等機能強化加算	<ul style="list-style-type: none">・行動障害支援体制加算、精神障害者支援体制加算、要医療児者支援体制加算(Ⅰ)→新設(Ⅱ)→従来の要件・主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)→新設(Ⅱ)→従来の要件

※各加算、基本報酬の詳細については、厚生労働省通知等を御確認下さい。